

2001. 4. 5

学生協ニュース

No. 25

東北大学学生生活協議会広報委員会

学寮に関する情報を全受験生に提供 —問題点について正確な認識を—

「入寮についての御案内」を全受験生に配布しました

大学は、広報の一環として、副総長（学務担当）名で「受験生ならびにご父母の皆様へー入寮についての御案内ー」という文書を全受験生に配布しました。この文書では、①所在地などが異なるので十分検討のうえ寮を選択してほしいこと、②入寮には大学所定の「入寮願」の提出が必要であること、に加え、③入寮手続きで求められる書類の範囲と、④電気料問題解決の過程で行われた暴力的行為、⑤一部の寮の老朽化問題について述べられています。これに対して、これらの問題点を受験生にお知らせすることが「入寮妨害である」とする行動が見受けられます。今回大学が行った情報提供について、全学の皆さんに正しく認識していただくために、ニュース本号を発行します。

「入寮についての御案内」の背景

本学の学寮はその機能を充分に果たすことにより、新入寮生諸君に有意義で悔いのない大学生活を送る機会を提供するものでなければなりません。しかし、いくつかの学寮が様々な問題を抱えながら運営されていることも事実です。大学は、新入生がそのような状況を知った上で、入寮を決めるべきであり、また寮での生活を送るべきだと考えています。特に、電気料問題の解決に至る中で「寮を選ぶ前にもっと情報の提供をして欲しい」との切実な声が多くのご父母の方々から寄せられました。そこでこのような声にお応えするために、「御案内」を配布しました。

以下では、特に電気料問題について、「御案内」配布の背景の説明をします。

電気料問題解決に至るまでには、多大の時間が費やされ、その過程で多くの不法行為・暴力的行為が繰り返されてきました。大学は、当然の責務として、不法行為・暴力的行為の再発を防止しなければなりません。電気料問題解決までに積み重ねた努力を無駄にせず、健全な学寮の明日を築くには、ことの経緯を正しく把握することが重要です。以下に、これまでの経緯を要約しますが、詳細は学生生活協議会（学生協）が発行した「学生協だより」や「学生協ニュース」を参照してください（学内からは東北大学のWebページの掲示板より参照できます）。

（1）寮における個人の生活費用は個人が負担します

文部省による通達から、この負担区分の原則を本学の全ての寮に適用するまでに36年かかりました。大学には、国有財産法などに基づく学寮管理権限とそれに伴う責任があり、認められた権限を行使して責任を全うすることが求められています。本学は、電気料に関する負担区分は正をすべての寮に適用するため、平成9年12月17日学生部長会見を開き、寮生への説明と理解を求めました。しかし、「東北大学学生寮自治会連合」（寮連）と有朋寮・日就寮がこの是正を拒否し続け、さらに混乱が拡大したため、この2寮の入寮募集を停止し、不払いを続ける寮生に対し「支払督促申立て」を行いました。この件は、不払い寮生の「異議申立て」により一時裁判所で争われましたが、最終的には当該寮生から電気料全額が支払われ、規程に従った支払いを以後も行うことが約束されたため、問題は決着しました。ここに至って、ようやく学寮の負担区分問題は解決を迎えました。（学生協だよりNo.12参照）

(2) 「団体交渉」は話し合いではありませんでした

過去において大学が寮連との間に開いてきた学生部長会見を、寮連等は「団体交渉」と呼び、それがあたかも社会常識で言う「話し合い」と同じものであるかのように主張し続けています。しかし、「団体交渉」の実体は話し合いとはほど遠いものでした。平成7年末から平成9年末にかけて行われた新寮問題・電気料問題に関する6回の学生部長会見は、午後6時より深夜までと平均7時間にわたって行われています。そのうち3回は学生部長にドクターストップがかかり（うち1回は入院）、最後の回では寮連はドクターストップを拒否さえしています。また、会見自体も、学生部長の発言を多数の声で妨害し、机を取り囲んで脅迫、強要に類する行為を繰り返し、体調を崩した学生部長への休憩も容易には認めず、また、一部に暴力的行為や破壊的行為が見られる、という有り様でした。（学生協だよりNo.9参照）

(3) 拘束・損壊などの暴力的行為が頻発しました

平成10年2月に電気料負担区分是正を寮生に通知してから、数々の暴力・拘束・損壊行為がおきました。学務部庁舎や学生協関連教官の研究室に大勢で押しかけ、アジ演説・デモを行い、強力な糊で多数のビラを貼る行為が頻発し、学寮専門委員会（学寮専）の委員長や副委員長、学務部長をはじめ多くの人が拘束されました。平成10年5月20日には、寮生約80名が学務部庁舎に乱入し示威行動を行い、請求額に満たない金額を一括して納入しようとし、対応した学寮専副委員長を約2時間30分にわたり拘束しています。（学生協だよりNo.12参照）

(4) 入寮募集停止を無視した「自主募集」により多くの不法入寮者が出来ました

寮連等が平成10年度新入生をも不払いに巻き込み、有朋寮・日就寮の混乱が続いたために、大学は平成11年度新入生を入寮させることはできないと考え、この2寮の平成11年度の入寮募集を停止しました。しかし、寮連および有朋寮・日就寮は、平成11年3月まで、大学が入寮募集を停止しているにも関わらず、入寮可能であると繰り返し宣伝し、不法な「自主募集」を行い、多くの新入生を大学の許可を得ずに入居させました。その結果、多数の新入生が有朋寮と日就寮から退去を余儀なくされました。また、一部の新入生は、大学の説得や勧告にも関わらず入居を続け不法入寮者となってしまいました。（学生協だよりNo.12参照）

(5) 寮連は有朋・日就2寮と共に、暴力行為を謝罪する回答文を出しています

寮連は有朋寮・日就寮と共に、大学が提示した入寮募集停止解除の3条件の一つ「暴力的行為についての謝罪と見解」に対して、平成12年2月18日付けの回答文で「寮連が主催した行動の中で、学寮専委員長や事務官に対する拘束等があったことについて、これを認め謝罪する。また、同様に電気料問題に関連して寮連が主催した行動の中で、器物破損に至る行為等が行動参加者によってなされたことについても、これを認め謝罪する。今後は同様の行為を行わない。」としています。（学生協だよりNo.12参照）

(6) 謝罪以後も日就寮による会議妨害・威嚇行為がありました

平成12年12月11日、学生協開催中の工学部青葉記念会館入口および5階の大会議室前において日就寮生約20名が面談要求やシュプレヒコールを繰り返し、ドアをたたくなどして、学生協の審議を約1時間妨害しました。さらに、協議会終了後も建物から出ようとする協議員を取り囲んで写真撮影をし、かつ暴言による威嚇行為を行いました。このような行為は、暴力と脅迫によって大学の正規の業務を妨げ、自らの要求を認めさせようとするものであり、決して容認されるものではありません。これに対しては、学寮専委員長名で平成13年1月に厳重注意を行っています。（学生協ニュースNo.23, 24参照）

健全な学寮と大学のために情報公開を進めます

このように電気料問題に関連して、多くの不法・暴力的行為が繰り返されてきました。また、謝罪・反省が表明されたにも関わらず、残念ながら上記の会議妨害のような行為はまだ完全になくなかったわけでもありません。事態を本当の意味で正常化し、健全な学寮と大学の明日を築くには、まず全学の皆さんが必要な情報を共有し、是は是、非は非として対処していくなければなりません。そのためには、大学は今後とも必要な情報の公開を積極的に進めていきます。